

堤根余熱利用市民施設整備事業

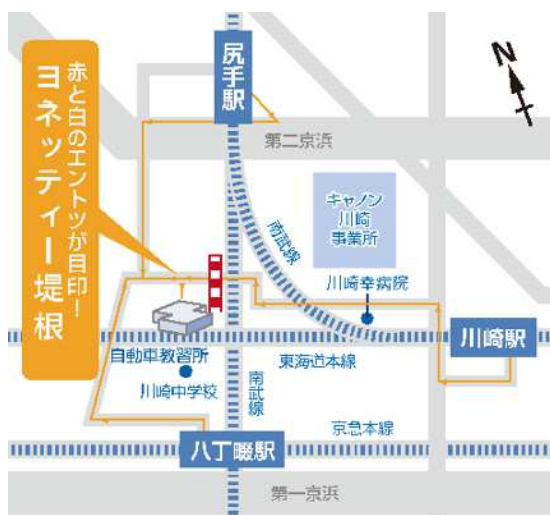
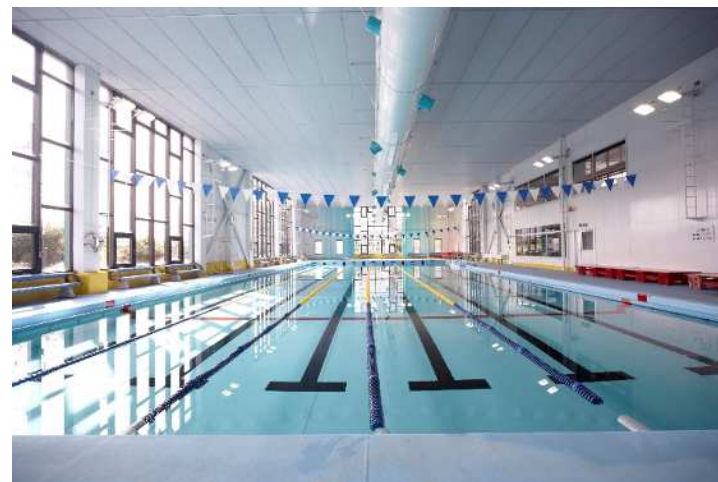


かわるん

環境局 生活環境部 減量推進課
施設部 施設建設課

1 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）について

- 本施設は、市民の健康増進・文化振興及び隣接するごみ焼却施設（堤根処理センター）からの余熱の有効利用を図るとともに、地域住民に余熱利用市民施設として強く根付いていました。（昭和57年 運用開始）



(1) 住所

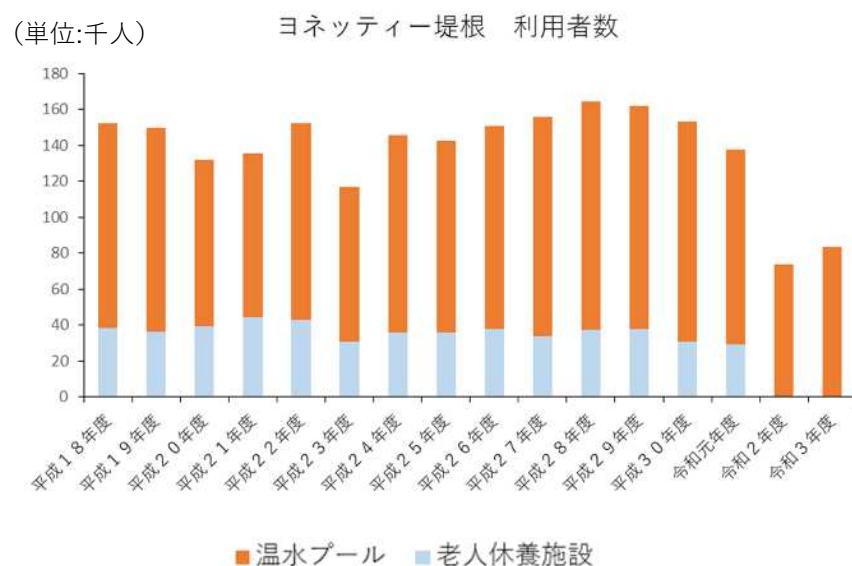
川崎市川崎区堤根73番 1、73番 7

(2) アクセス

- ・ JR川崎駅から徒歩約17分
- ・ JR尻手駅から徒歩約12分
- ・ JR八丁綴駅から徒歩約7分

1 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）について

- コロナ禍の令和4年度においても、年間約9.1万人に利用されています。
- 令和5年4月時点で築42年が経過し施設の老朽化が顕著になってきており、施設機能の維持、保全や修繕等の施設管理の問題が生じていました。
- 現在、建替えのため休館となっております。



令和5年3月に閉館しました。
御来場のお客様より多くの寄せ書きを
いただきました。



2 施設整備のコンセプト

『誰もが生き生きと過ごせる健“幸”のたまり場』

基本方針 1 健康増進・体力向上のための施設

プール以外の運動機能を付加することで、各世代のライフステージに合わせた健康増進・体力向上が可能な施設を目指します。

基本方針 2 生きがいを感じられる地域の交流拠点としての施設

子育て世代・親子連れから高齢者、障害者まで誰もが気軽に利用でき、日常生活に生きがいや憩いを提供できる地域拠点施設を目指します。

基本方針 3 環境に配慮した施設

ごみ焼却時の余熱や発電した電気、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、地球環境に配慮した施設を目指します。

基本方針 4 民間活力を導入した魅力ある施設

民間活力の導入により事業者のノウハウを活用し、運営の効率化、サービス向上を行い、施設利用者にとって使いやすく魅力ある施設を目指します。

3 施設整備のコンセプトを踏まえた導入機能の検討

- 施設コンセプトに基づき、健康増進・体力向上に寄与し地域の交流拠点施設として、これまで施設を利用したことのない、様々な年代の多くの人に利用してもらうために、どのような機能が適切かサウンディング調査等を行い検討しました。
- 余熱を利用した施設として、本施設は4つの機能で構成するものとします。
- 各機能の具体的な内容については、民間事業者の提案を踏まえて決定します。

① 温水プール機能

健康増進等を目的とした温水プール

② トレーニング機能

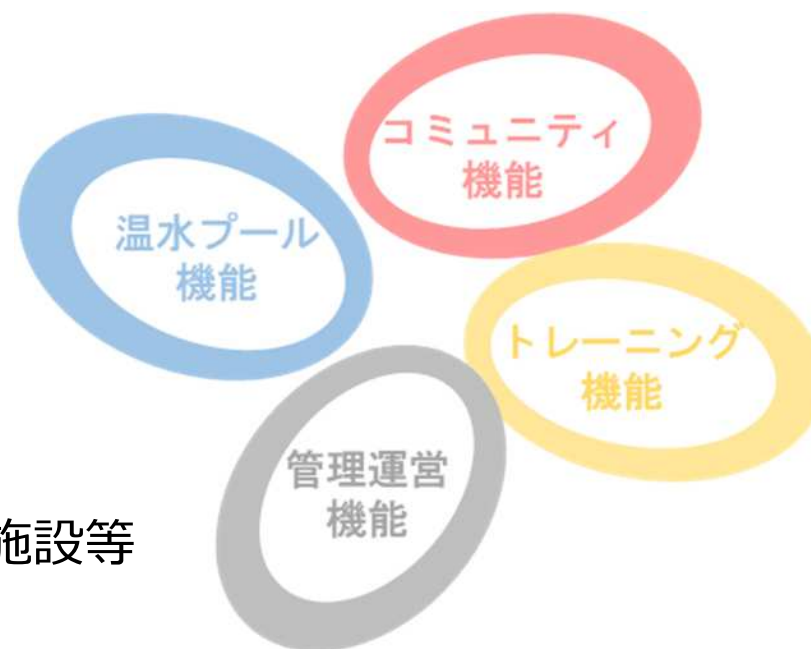
スタジオを併設したトレーニングルーム

③ コミュニティ機能

地域の交流拠点施設として多目的ルームや温浴施設等

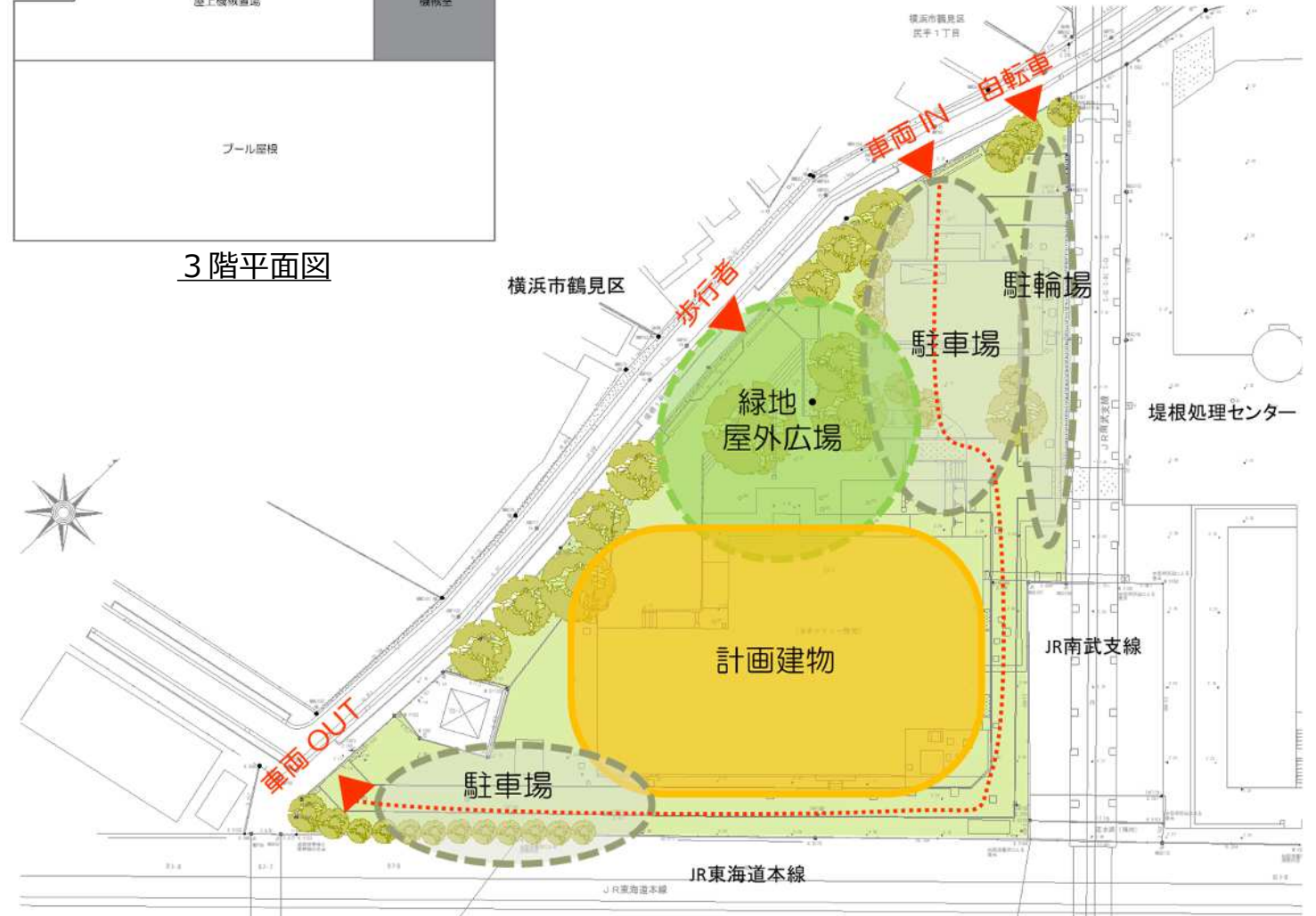
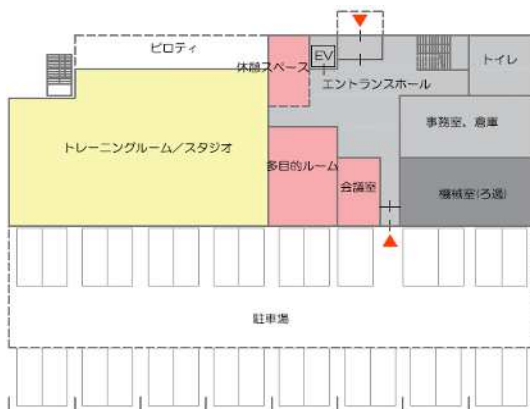
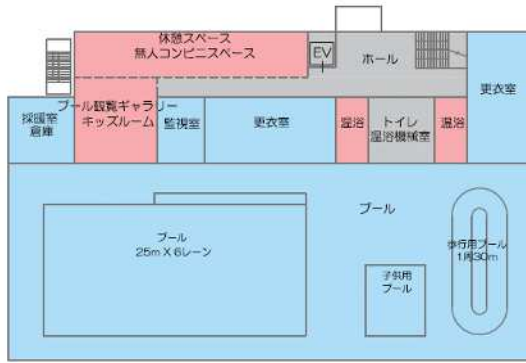
④ 管理運営機能

継続的に運営するために必要な諸室等



4 施設配置イメージ

＜基本計画図（イメージ）＞



※基本計画図はイメージであり、事業者提案により変更します。

5 整備事業計画

P F I 事業として実施することで**民間のノウハウを積極的に活用**し、設計、解体、建設、運営及び維持管理に関してより**効率的かつ質の高いサービスの提供**を目指す

施設整備後、市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理及び運営業務を実施する**B T O方式**（Build Transfer Operate）を採用

市は各業務（設計、建設、運営、・・・）に当たる者の複数企業で構成されるグループが出資した**特別目的会社（S P C）と契約**

設計・建設：3年9カ月、開業準備：3カ月、運営・維持管理：15年
総事業期間：19年

◎市の希望

- ・運営を見据えた民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした施設整備
- ・スポーツ施設などの様々な知識を元に、市民のニーズを的確に捉えたサービスの提供
- ・計画的な維持管理による施設の安定的な稼働

6 今後のスケジュール

令和6年

3月末

事業者公募開始

6月～7月

民間事業者との対話

10月中旬

民間事業者選定評価委員会
(応募内容の審議)

10月下旬

落札者の決定及び公表

令和7年

3月

事業者の決定
条例・事業契約・指定管理の議決

令和7～10年度

解体・設計・
建設・開業準備

令和11年

4月

新堤根余熱利用市民施設
供用開始